

仕様書に対する質問・回答書

令和7年7月17日

業 務 名	岡山県警察学校庁舎及び岡山県警察学校射撃場で使用する電気の調達
-------	---------------------------------

問1【燃料費（等）調整単価について】

みなし小売電気事業者（中国電力株式会社様）の約款に基づく単価を採用の場合、公告日・入札時・供給開始日等、どの時点の約款を対象にすると想定されていますでしょうか。

答1 各施設を管轄する旧一般電気事業者が定める燃料費等調整額の算定諸元が改定された場合、改訂後の算定諸元を使用してください。ただし、燃料費等調整額の算定諸元が改定される場合、契約書（案）第2条第5項のとおり、契約単価の見直しについて協議することができるものとしします。

問2【政府の電気料金支援について】

電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。

答2 差し支えありません。

問3【請求書の送付方法について】

郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。

答3 差し支えありませんが、請求書の記載内容については、契約締結時に協議の上、決定します。

問4【請求書の発行について①】

弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行することができません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。

分割請求の記載がある場合、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対しての按分を発注者様に作成いただく必要がございますが、ご了承いただけますでしょうか。

答4 分割して請求する必要はありません

問5【請求書の発行について②】

一括請求をご希望の場合、各施設で計量日が異なる場合まとめて請求書を発行することができませんがご了承いただけますでしょうか。

また、一括請求の場合、請求書は郵送となり需給施設毎の内訳書については、WEBペー

ジ上での閲覧及びダウンロードをお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。

答5 一括請求を希望しません。

問6【契約電力について】

現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。

答6 現在の契約電力は仕様書記載のとおりです。

問7【計量日について】

現在の計量日をご教示ください。

答7 いずれの施設も1日です。

問8【電力供給会社について】

現在の電力供給会社をご教示ください。

答8 いずれの施設も四国電力株式会社です。

問9【料金の請求について】

弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせていただきますいております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。

答9 差し支えありません。

問10【入札内訳書について】

Excelなどの電子データでいただくことは可能でしょうか。

答10 令和7年7月11日回答分 問7に対する回答のとおりです。

問11【料金のお支払方法について】

弊社では料金のお支払方法を銀行振込み、または口座振替のいずれかをお願いをしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。

答11 差し支えありません。

問12【特定電源割当証明書の提出について】

提出方法についてはPDFデータをメールにて送付という形でもよろしいでしょうか。また、証明書の押印について電子印（角印）にてご了承いただけますでしょうか。

答12 差し支えありません。

問13【入札保証金・契約保証金の減免について】

保証金の免除に該当となるには、どのようなお手続きでご判断いただけるのでしょうか。実績でご判断いただける場合、免除のための資料として契約書の写しの提出でよろしいでしょうか。その他に必要なお手続き、提出書類等がございましたらご教示ください。

答13 入札保証金及び契約保証金の減免については、会計法（昭和22年法律第35号）及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）の規定により決定します。

免除申請に係る書類の提出は必須ではありませんが、減免事由に該当するかどうかの確認のため、必要に応じて書類の提出を依頼する場合があります。

入札保証金：会計法第29条の4及び予算決算及び会計令第77条

契約保証金：会計法第29条の9及び予算決算及び会計令第100条の3